

産後ケア事業安全対策特記事項

この特記事項は、大和高田市長（以下「市長」という。）が大和高田市産後ケア事業実施要綱（令和6年第37号告示。以下「要綱」という。）第4条第1項の規定により事業の委託を受けた事業者（以下「事業者」という。）の業務の履行に際して、利用者並びに事業者の事業に従事する職員の生命、身体及び財産の保護を図るため、事業者が遵守すべき必要な事項を定めることを目的としている。なお、この特記事項は「大和高田市産後ケア事業安全対策マニュアル」として引用することができる。

1. 定義

この特記事項における用語の定義は、要綱第2条各号に規定するところによる。

2. 安全対策

事業者は、次の表のとおり事業の安全対策に関する措置を講じなければならない。

事業全般	<ul style="list-style-type: none"> ①火災、事故、損傷等を防止するなど実施施設の安全管理等を徹底し、利用者及び事業に従事する職員の安全の確保に努めること。 ②食品衛生、環境衛生の管理を徹底し、快適な利用環境の保持に努めること。 ③火災、地震その他の非常災害等の発生に備え、具体的な対応計画等を策定し、避難訓練その他の必要な訓練を実施すること。 ④事業実施中における利用者の事故等に備え、賠償責任保険に加入すること。加入する際には保険契約の内容を十分に理解すること。 ⑤児童虐待を受けたと思われる乳児を発見した場合は、直ちに市長、児童相談所又は奈良県警察に通告若しくは通報すること。事業者の職員による行為（利用者への暴行など）も同様とする。
緊急時への対応	<ul style="list-style-type: none"> ①事業者は利用者の急変等に備えて、緊急時対応マニュアル（緊急時連絡先及びフロー図を含む。）を作成し、必要に応じて、市長に提出すること。 ②分娩を取り扱わない助産所については、利用者の緊急時の受入が可能な医療機関との連携確認書を締結するように努め、少なくとも保健医療面での専門的な助言を随時受けられるよう医師をあらかじめ選定すること。 ③分娩を取り扱う助産所については、医療法の規定により嘱託した医師及び病院又は診療所との利用者の緊急時の対応を事前に協議する等により、一層緊密な連携体制を構築すること。また嘱託した医師及び病院又は診療所に変更が生じたときは、速やかに市長に書面にて通知すること。 ④事業者の事業に従事する職員は、緊急時の対応に備え、救命救急講習（人工呼吸及び胸骨圧迫の方法、AED（自動体外式除細動器）を用いた電気ショック等の救急法を習得できる講習をいう。）を定期的に受講するように努めること。また負傷者の手当に必要な救急用具、材料を収納した救急箱及びAEDの設置場所は事前に職員間で共有しておくこと。 ⑤事業者は、重大事故の発生防止のため、事業者の実施施設におけるヒヤリ・ハット事例が発生したときは、大和高田市産後ケア事業実施結果報告書（様式第1号）にて市長に報告すること。また市長は市職員又は他の事業者に当該事例に関する情報を周知すること。 ⑥事業者は利用者である母子の症状が急変し、又は事故が発生して負傷した場合には、直ちに応急処置を実施し、医療機関への受診を勧奨すること。事態が急迫していると事業者が判断したときは、利用者の意思にかかわらず、119番通報して医療機関に搬送すること。 ⑦利用者に受診を勧奨したとき、又は利用者が通院、入院が必要になったときは、電話での口頭による報告のほか、大和高田市産後ケア事業実施結果報告書（様式第1号）にて市長に報告すること。

重大事故等の発生	<p>次に掲げる重大事故等の発生時には、事業者は市長に対して、原則として発生当日（遅くとも事故等発生日の翌日）に報告すること。</p> <p>ア 利用者の死亡 イ 利用者の意識不明 ウ 治療に要する期間が30日以上の利用者の負傷又は疾病</p> <p>①事業者は、第一報として、次に掲げる「重大事故等発生時様式」「重大事故等発生時様式・母親等のみ」により電子メール及びファクシミリにてそれぞれ報告しなければならない。当該電子メールの題名は「【至急】産後ケア事業における重大事故等の発生について（第一報）」など一見して分かりやすいものにしなくてはならない。発生当日又はその翌日が開庁日であるときは、電話での口頭による報告も行うものとする。</p> <p>②事業者は、更に当該事例の調査を行って、第二報を原則として30日以内に第一報と同じく「重大事故等発生時様式」「重大事故等発生時様式・母親等のみ」により電子メール及びファクシミリにてそれぞれ報告しなければならない。また事業者は、利用者への家族及び事業を利用中の他の利用者への対応について、市長と協議しなくてはならない。</p> <p>③当該事例の対応については「産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について（依頼）（令和7年3月21日付けこども家庭庁成育局母子保健課事務連絡。以後改定分を含む。）」及び「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（令和7年3月21日付けこ成安第45号・6教参考第52号。以後改定分を含む。）」を必ず参照すること。</p>
緊急時における実施日の変更等	<p>事業者は、利用者又は事業者の事業に従事する職員の生命、身体及び財産を脅かすおそれがあると認められる場合は、実施日の変更等適切な措置を講じること。利用前であるときは、利用者にその旨電話又はメール等で通知し、利用中であるときは、直接利用者にその旨説明し、安全な経路での帰宅又は医療機関への受診など適切な措置を求めるものとする。利用中の利用者に対して、利用時間の短縮を伴う措置を講じるときは、利用者負担金は徴収せず、当該利用者の利用時間に応じて、デイサービス型（通所型）事業の委託料の金額を基準に委託料を市長に請求できるものとする。おそれがあると認められる場合を次のとおり例示する。</p> <p style="text-align: center;">(自然災害)</p> <p>①大和高田市内又は実施施設の所在地において、気象警報が発表された場合（地方気象台より早期注意情報（警報級の可能性）が発表された場合を含む。）</p> <p>②大和高田市内又は実施施設の所在地において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定により市町村長が高齢者等避難、避難の指示、警戒区域の設定等の災害応急対策を実施した場合</p> <p style="text-align: center;">(感染症)</p> <p>①母子に入院加療の必要があるとき。</p> <p>②母子又は事業者の事業に従事する職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第1項に規定する感染症に罹患し、若しくはその疑いがあるとき。同項に規定する感染症を例示すると、季節性インフルエンザ、新型コロナウィルス感染症、感染性胃腸炎などがある。</p> <p>③感染症法に規定する指定感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の発症例が奈良県内若しくは近隣府県で報告され、母子の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるとき。</p> <p>また市長は、必要に応じて、要綱第10条第2号の規定により、利用者の事業の利用停止を決定するものとする。</p>

重大事故等発生時様式

別添 1

教育・保育施設等事故報告書

ver.5
(表面)

基本情報							
事故報告回数				施設・事業所名称			
事故報告年月日				施設・事業所所在地			
事故報告自治体 (都道府県・市区町村)				施設・事業所代表者等			
施設・事業所種別				施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)			
認可・認可外の区分				施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)			
事故に遭った子どもの情報							
子どもの年齢(月齢) (放課後児童クラブは年齢のみ選択)				子どもの性別			
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)				所属クラス等 (放課後児童クラブは子どもの学年を選択)			
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)							
事故発生時の状況							
事故発生年月日				事故発生時間帯			
事故発生場所				事故発生クラス等			
事故発生時の子どもの人数				事故発生時の 教育・保育等従事者数	うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放 課後児童支援員・助産師等		
事故発生時の子どもの人数 の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童
事故発生時の状況							
事故の誘因							
事故の転帰							
(死亡の場合)死因							
(負傷の場合)受傷部位							
(負傷の場合)負傷状況							
診断名							
診断名、病状、病院名	病状						
	病院名						
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)							
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはそ の予定(実績)。第2報以降で追記。)							

- ※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。
- ※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。
- ※ 第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
- ※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。
- ※ 意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。
- ※ 「(負傷の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。
- ※ 産後ケア事業については、「事故発生時の状況」に母の年齢、母子同室の有無を記載すること。また、母親等のみに事故が起った場合は、「産後ケア事業事業等発生時報告様式」(「産後ケア事業における重大事案等発生時の報告様式等について(依頼)」(令和7年3月21日付、こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡)別添3)で報告してください。
- ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

教育・保育施設等事故報告書

ver.5
(裏面)

ソフト面			
事故防止マニュアル		実施頻度 (回／年)	具体的な内容
事故防止に関する研修		実施頻度 (回／年)	具体的な内容
職員配置		実施頻度 (回／年)	具体的な内容
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			
ハード面			
施設の安全点検		実施頻度 (回／年)	具体的な内容
遊具の安全点検		実施頻度 (回／年)	具体的な内容
玩具の安全点検		実施頻度 (回／年)	具体的な内容
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			
環境面			
教育・保育等の状況		実施頻度 (回／年)	具体的な内容
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			
人的面			
対象児の動き		実施頻度 (回／年)	具体的な内容
担当職員の動き		実施頻度 (回／年)	具体的な内容
他の職員の動き		実施頻度 (回／年)	具体的な内容
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			
自治体コメント【必須】 (自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)			
【施設・事業所別の報告先】			
① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く)、特定地域型保育事業、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く)及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む) → こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係(ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp)			
② 幼稚園、幼稚園型認定こども園 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)			
③ 特別支援学校幼稚部 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)			
④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) → こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikkankyou.kenzen@cfa.go.jp)			
⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業 → こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikkankyou.katei@cfa.go.jp)			
⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) → こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikkankyou.kosodate@cfa.go.jp)			
⑦ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) → こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係(hoikuseisaku.newkyuuufu@cfa.go.jp)			
⑧ 産後ケア事業 → こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係(boshihoken.kakari@cfa.go.jp)			
【全施設・事業所共通の報告先】			
→ 消費者庁消費者安全課(i.syoushisha.anzen@caa.go.jp)			

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。

※ 裏面の記載事項は、大部分を公表する予定であるため、個人情報(対象児氏名、搬送先病院名等)は記載しないでください。

重大事故等発生時様式・母親等のみ

【別添3】

産後ケア事業 事故等発生時報告様式

第 報

死亡事故 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) 報告年月日

治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故

年 月 日

・*は実施がある場合に記入してください。
・水色のセルはプルダウンより選択してください。

施設情報	施設名				施設設置者 (社名・法人名・自治体名等)			
	施設所在地				代表責任者			
	産後ケア事業管理者				利用者の総定員(産婦)	名		
	実施事業形態 (該当するものすべてに✓)	短期入所(ショートステイ)型		通所(デイサービス)型		居宅訪問(アウトリーチ)型		
	*直近の指導監査	年 月 日		緊急対応マニュアル等 の有無				
	利用者居住市町村名				他受託市町村名			
利用者情報	母の年齢	歳	こどもの月齢	か月 日	こどもの性別		多胎児の場合は✓	
	利用開始月日	月 日	利用予定期間	泊 日	利用形態			
事故発生時の状況等	事故発生日時	年 月 日		時 分	受傷、発症または 死亡した者	(その他の場合)		
	事故発生の経緯 ※別途任意様式での作成も可	(利用開始時からの健康状態、母子同室の有無を含む事故発生時の状況、事故発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、第2報以降で追加等すること)						
	事故発生時の職員体制	産後ケア事業従事職員数 名			うち助産師・看護師・保健師 名			
事故発生時該当者以外の利用者の人数	産婦 名、児 名、その他 ()			名				
施設で講じた 再発防止策 ※別途任意様式での 作成も可								
病状・死因 等 (既往歴)	【診断名】					(負傷の場合)受傷部位		
	【病状】 (症状の程度)							
	【既往症】					事故の転帰		
特記事項								
市町村の対応等※	事故把握日時	年 月 日		時	緊急対応マニュアル等の有無			
	当該施設の 事業継続状況				(休止の場合)期間			
	講じた再発防止策							
都道府県の対応等	都道府県としての 対応							

※市町村の対応経過については、別添として任意様式で作成し、本報告と併せて提出をお願いします。

- 報告は事業者から利用者居住市町村→施設所在都道府県を経由して国に報告してください。施設所在市町村と委託元市町村が異なる場合は、当該市町村間で協議・連携しながら対応してください。
- 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行なうとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。
- 発生時の状況等については、施設で記載できない部分については、市町村が適宜記載を補ってください。
- 記載欄は適宜広げて記載してください。
- 直近の指導監査の状況報告を添付してください。
- 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、ベビーベッド等の器具により事故が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
- 報告内容については、国の研究事業等で分析を行い、個人が特定されない形で公表される可能性があります。

市町村担当者

所属・役職

連絡先
(電話)

(E-mail)

3. 事業の安全対策の例示

事業者が実施すべき事業の安全対策を次の表のとおり例示する。

ただし、この例示は事業者が講じるべき安全対策の全てを列記したものであると解釈してはならない。

乳幼児突然死症候群防止	<ul style="list-style-type: none">特に乳児の睡眠中は仰向けに寝かせる。もしうつぶせになってしまった場合は直ちに仰向けに戻すこと。母子分離においても母児同室の場合においても、安全な睡眠環境を提供すること。可能な限りベビーベッド等に寝かせ、敷布団やマットレス等の寝具は硬めのものを使用すること。掛布団は、軽いものを使用し、顔にかぶらないようにする。寝ている乳児の顔の近くに、口や鼻を覆ったり、首に巻き付いたりする物、ぬいぐるみ等は置かないこと。寝台と敷物の間に児が挟まってしまうような隙間を作らないこと。覆いかぶさりが発生するような、雑魚寝や添い寝の環境を作らないこと授乳後にはげっぷをさせてから寝かせるようにすること。
窒息事故防止	<ul style="list-style-type: none">ブラインドやカーテンのひもが首に絡まないよう、乳児の手が届かないところにまとめる窒息や誤嚥、誤飲防止の観点から、包装フィルム、シール、医薬品、洗剤、化粧品、ボタン電池、吸水ボール、磁石、たばこ等の誤飲のリスクがある物は手の届くところに置かないこと (特にこども口の大きさであるチャイルドマウス(直径3.9mm)のものは誤飲の恐れがあるため、絶対に避けること。)おもちゃは安全マークを目安に選び、乳児の月齢や発達に合ったものを選ぶこと。また遊ばせる前に壊れている箇所や突起等がないかを確認すること。食事中に食品で窒息しないよう食品の大きさや形状に注意すること。食品を口に入れたまま遊んだり、話したり、寝転んだりさせない。泣いている乳児に食品を食べさせないこと。
転落事故防止	<ul style="list-style-type: none">ベビーベッドに寝かせる場合は常に柵を上げておくこと。 ベビーカー使用時、ベルトは必ず正しくしっかりと締めること。抱っこ紐使用時に前にかがむ際は必ず児を手で支えること。おんぶや抱っこをする時や、降ろす際は低い姿勢で行うこと。 すべりやすい床や階段には滑り止め対策を講じること等事故予防対策を行い、安全な環境を整備すること。窓に補助錠やストッパーをつけて、大きく開かないようにすること。階段に柵を付けたり、玄関の段差から転落しないように注意すること。窓の近くにベッドやソファーなど踏み台になるものは置かないこと。椅子やこども用ハイチェアの上で立ち上がったり、座ってテーブルを蹴ったりさせないようにすることハイチェアは必ず安全ベルトを締めること。

水まわりの事故 防止	<ul style="list-style-type: none"> ・使用後の洗濯機、バケツ、洗面器に水を溜めたままにしないこと。 ・洗濯機にはチャイルドロックをかけて蓋を開けられないようにすること。 ・乳児だけで浴室に入らないようにすること。
やけど事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ・熱傷防止のためミルクの温度に注意すること ・沐浴の温度設定等に注意すること。 ・電気ケトル、ポット、炊飯器、熱い食べ物や飲み物、アイロンなどは乳児の手の届かないところに置くこと。 ・実施施設の安全管理には十分配慮し、特に調理場については保育の場を分離し、乳児が立ち入れないようすること。 ・安全柵を使用する等、乳児が暖房器具や加湿器に触れないように注意すること。
その他の事故防 止	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の感染拡大防止及び連れ去り対策の観点から、乳児を預かる居室には、産後ケア事業担当者と母親以外の入室を基本的に許可しないこと。 ・包丁やはさみなどの刃物は乳児の手の届かないところに置くこと。 ・転倒して家具の角に顔や頭をぶつけないよう、家具等の角のカバーを行うこと。 ・ドアのちょうどつがい部分に隙間防止カバーをつけるなどドアや窓の開閉時に手や指を挟むことを予防すること。 ・家具は固定し、引き出しや開き扉にはストップバーを付け、家具で遊ばないようにすること。 ・乳児が歯ブラシを口にくわえたり、手に持ったまま歩き回ったりさせず、床に座らせて歯磨きをすること。
入所時の注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・食事やミルクの提供時は、アレルギーの有無について事前に必ず確認し、アレルギーの対象物を除去できない場合は食事の提供を避けること。 ・入所時には、乳児の顔色や呼吸状態、体温のチェック、前日の哺乳状況、排泄の状況、睡眠時の状況など体調チェックおよび母親の心身の状態チェックを行うこと。 ・同居家族の感染症など体調に関しても確認を行うこと。 ・乳児やその兄弟姉妹を自動車等に置いたままになっていないか確認を行うこと。
乳児をあずかる 場合の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施中に、一時的に乳児を預かる場面が発生することも予想される。この場合、短時間であっても児のみの状況とならないよう留意すること。 ・利用開始すぐの母子分離での預かりではなく、母子共に実施施設に慣れるまでは母子分離を避けること。 ・乳児ケア担当者は一定の時間ごとに、目視により乳児の顔色などを確認するとともに、腹部などに手を軽く添えて呼吸状態を確認すること。また観察の頻度や急変時に対応できるよう必要な対策を示し、観察結果を記録しておくこと。 ・乳児用体動センサーについては、異常の早期発見に貢献した事例報告があるにしても、急変の早期発見に資するエビデンスを示したものはないことに留意し、センサーを使用する場合も定期的に目視での確認を行うこと。

乳児をあずかる場合の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に従事する職員は単独で過剰な人数を担当しないこと（参考として、保育士の配置基準では保育士1人あたり3人となっている） ・乳児ケア担当者は、児童福祉法に規定する保育士の登録を受けた者又は保育士と同等の知識及び経験を有する者とするよう努めること。 ・別室にて乳児の預かりを行う場合の人員については、預かっている乳児の見守りを行う者と、母親や他の利用者のケアを行う者との複数体制とするよう努めること。人員体制により乳児の預かりが難しい時間帯がある場合は、あらかじめ利用者にその旨を周知し、その時間帯は預からない等の対応を考慮すること。
参考文献	こども家庭庁「こどもを事故から守る！事故防止ハンドブック」、日本小児突然死予防医学会「産後ケア施設における乳幼児安全対応マニュアル」等も参考にすること
その他	事業の安全対策を講じる際には産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン（平成29年8月策定。策定以後の改定分を含む。）を必ず参照すること